

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

譲渡所得の調査結果

Q : 譲渡所得の調査結果が公表されたようですが、内容を教えてください。

A : ゴルフ会員権の譲渡に絡む不正が、大口事案の半数近くを占めています。

【解説】

国税庁はこのほど、平成12事務年度（平成12年7月～平成13年6月）における譲渡所得の調査結果をまとめました。譲渡所得の調査は、国税局や税務署で収集した資料情報を基に、申告額が過少と認められるものや申告義務があると認められるにもかかわらず申告書の提出がないものについて行われています。

平成12事務年度については、22,054件（前年度25,346件）の調査が実施されました。調査の結果、申告漏れがあった件数は14,342件（同16,532件）で、申告漏れがあった件数の調査件数に占める割合は65.0%（同65.2%）となっています。申告漏れ所得金額は1,730億円（同1,853億円）で、これを調査1件当たりでみると785万円（同731万円）となります。

調査結果では、保証債務の特例の不正適用や、譲受者に造成費を負担させることによる譲渡代金の圧縮、ゴルフ会員権の架空譲渡による不正還付などの事例が報告されています。

なお、総合課税の譲渡所得に係る調査では、1件当たりの申告漏れが1,000万円を超える大口事案全52件のうち25件を、ゴルフ会員権譲渡に絡む不正が占めています。平成13年分の申告でも引き続きゴルフ会員権譲渡に対して厳しいマークが行われることになりそうです。

